

育児休業給付金の申請前に確認を！

- ⚠️ 「職場復帰」しているのに申請していませんか？
- ⚠️ すでに「離職」^(注)しているのに申請していませんか？

★ハローワークで育児休業給付金支給処理後に、支給申請書の記載内容に誤りが判明した場合、支給金額（全額）を回収後、正しい申請内容に基づき処理を行います。

★令和6年度に石川労働局で判明した申請誤り件数は42件、回収金額は約522万円となり、令和5年度から件数、金額ともに増加しています。

★育児休業給付金の2回目以降の支給申請手続き時には、申請書の他に、申請書記載の内容を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿、タイムカードなど）を提出^(※)していただきます。

（※）「照合省略」が認められた事業主および社会保険労務士の皆様は上記書類の提出が原則不要ですが、過去の申請誤りの件数などの事情を鑑み個別に安定所が必要と認める場合は、上記書類の提出を求められることがあります。

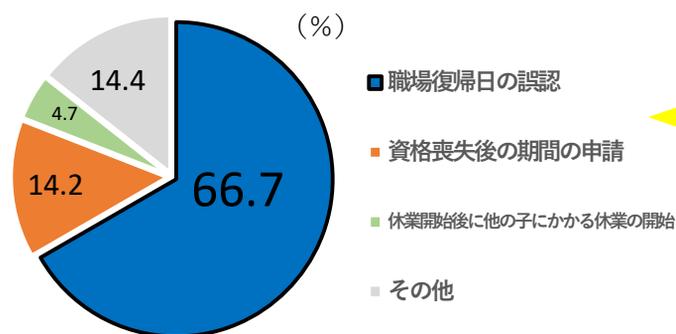
申請書の提出にあたっては、特に「職場復帰」や「離職」^(注)の有無をご確認のうえ、記載内容に誤りが生じないようご注意ください。

「照合省略」は申請内容の確認をしなくてよいということではありません。

育児休業給付金の申請誤りのケース

- 職場復帰しているにもかかわらず、育児休業期間として申請
- 育児休業期間が継続しているにもかかわらず、職場復帰したとして申請
- 離職^(注)したにもかかわらず、離職日後の期間を育児休業期間として申請
- 第一子の育児休業開始後に、第二子にかかる産前産後休業や育児休業が開始されたにもかかわらず、第一子の育児休業期間として申請
- その他（出生時育児休業給付金関連の申請誤りなど）

育児休業給付金申請誤りのケース割合（令和6年度）



事業所の申請担当部門（社会保険労務士の方を含む）と、勤怠や休業を管理する担当部門間での確認漏れや連絡不備による申請誤りが大多数を占めます。

電子申請の場合や郵送での申請の場合、窓口（対面）での申請と異なり、申請時に職場復帰等の確認漏れがないかをお伺いする機会がありませんので、申請内容に誤りがないかを事前に確認いただきますようお願いいたします。

（注）「離職」には所定労働時間の減少により被保険者資格を喪失した場合を含みます。